

第67回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年1月24日(火) 午後3時5分から午後4時40分
 開催場所 総合福祉会館 5階 第1会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡 潤	欠席		
4	中塚良幸	出席		
5	田摩仁志	出席		
6	田口繁克	出席	○	
7	尾川和男	出席	○	
9	田中博	出席		
10	飯塚祐樹	出席		
11	萩原和好	出席		
12	高濱宏章	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塚正穂	出席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
議案第2号 姫路市空き家バンクに登録された空き家に附属する農地の指定について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
追加議案 農地転用許可条件の変更承認申請について
追加議案 下限面積廃止に伴う新規農家に対する事情聴取の取扱いについて
報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請等に係る事情聴取について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号 合意による解約等の通知について
報告第5号 県許可案件の許可状況について
報告第6号 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

（令和5年1月24日 午後3時5分）

議長 予定の方が揃われましたので、只今から、第67回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員18名中17名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、福岡委員より欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を田口委員と尾川委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願ひします。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1～P2）を説明する。

〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が8件提出されております。

1番です。

網干区和久の田297m²につきまして、網干区和久の[REDACTED]より「昭和42年以前より、住宅用地として利用している」との申請です。

2番です。

書写の田34m²につきまして、書写の[REDACTED]より「平成6年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

3番です。

夢前町山之内の畠4筆計1,154m²につきまして、御立中四丁目の[REDACTED]より「平成10年以前より、山林及び原野となっている」との申請です。

4番から7番です。

飾東町佐良和の田畠9筆計692.57m²につきまして、飾東町佐良和の[REDACTED]より「平成12年以前より、雑種地及び道路の一部及び宅地及び用悪水路の一部として利用している」との申請です。

8番です。

香寺町溝口の田122m²につきまして、香寺町溝口の[REDACTED]より「平成13年以前より、道路として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見を頂いております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願ひいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

[REDACTED]

議長

ないようですので、承認とすることでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「姫路市空き家バンクに登録された空き家に附属する農地の指定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号(P3)を説明する。

[姫路市空き家バンクに登録された空き家に附属する農地の指定について]

この度は、空き家に附属する農地の指定申請案件が1件提出されております。

調整区域の船津町の田3筆計1,734m²につきまして、相生市の[REDACTED]から、空き家に附属した農地として指定を受けたいとの申請です。

3条申請も同時に受付しております。申請地は空き家の存在する同一集落内に所在しており、申請人が3年以上自ら管理・耕作する旨の誓約書が添付されています。

この件許可されると、申請地の3条許可に際し別段面積が100m²となります。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願ひいたします。

議長

有難うございます。

事務局の説明について、ご質問等はございませんか。

[REDACTED]

各委員

ないようですので、議案第2号について、承認とすることでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第2号は承認と致します。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

[農地法第3条の規定による許可申請について]
議案第3号（P3～P4）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、9件提出されております。

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とこととされております。4番の案件が[REDACTED]関係の案件となっておりますので、まず、1番から3番及び5番から9番の案件についてご審議をお願いいたします。

2番3番が市街化区域の案件であるほかは、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。1番は現在耕作面積0m²の方の案件、2番以降が既に下限面積を超えている方の案件です。申請地は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」となっており、譲受人・借人は、9番が農地所有適格法人となっております外は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保しております。「通作距離」につきましては、いずれも1.5km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、それぞれの案件について概要をご説明いたします。

1番です。

船津町の田3筆計1,734m²につきまして、相生市の[REDACTED]が、岡山市の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件、先ほど空き家に附属する農地の指定を受けておりますので、許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、空き家附属農地の別段面積100m²を超える1,212m²になる予定です。作付作物は「蔬菜、根菜」となっております、営農計画書を提出されています。

なおこの案件、[REDACTED]の現在の耕作面積が0m²であり、北東部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

2番3番です。

飾磨区妻鹿の畠372m²につきまして、飾磨区妻鹿の[REDACTED]と、飾磨区妻鹿の[REDACTED]から、互いの共有持分について「交換したい」との所有権移転の申請です。交換後はそれぞれ単独所有となります。同じ面積での交換であるため、許可後の面積に変動はありません。作付作物はどちらも「露地野菜」となっております。

5番です。

安富町末広の畠2筆計400m²につきまして、安富町末広の[REDACTED]が、安富町植木野の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は4,317m²になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

6番です。

御国野町深志野の田413m²につきまして、御国野町深志野の[REDACTED]が、御国野町深志野の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は8,817m²になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

7番8番です。

加古川市の[REDACTED]が、別所町佐土新の畠2筆計690m²につきまして、埼玉県所沢市の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は3,816m²になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

9番です。

船津町の田7筆計9, 190m²につきまして、農地所有適格法人である香寺町中仁野の[]が、高砂市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[]の耕作面積は12, 388m²になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。まずは、1番から3番及び5番から9番の8件につきまして、どうぞよろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

有難うございます。

それでは4番を除き審議を行いたいと思います。何か、ご意見ご質問等ございますか。また、報告や補足説明等ございますか。

各委員

・・・。

議長

1番の案件ですが、北東部地区農政協議会において新規農家として事情聴取が必要との意見を踏まえ、この件事情聴取を行う、ということでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、2月1日に来ていただきまして、事情聴取を行いたいと思います。

その他、なにかございますか。

福永委員

1番の案件ですが、空き家バンクの案件ですけれども、現地を見せてもらったら、家の真ん前で、今はあれですが、耕耘機で一度鋤けば畑として十分使える状態になると思われました。

議長

現状のご報告をありがとうございました。耕作可能な状態であるということですね。

ほかに、なにかございますか。

各委員

・・・。

議長

なければ、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、1番から3番及び5番から9番については許可相当といたします。

[]関係の案件]

議長

それでは、[]、ご退室をお願いします。

[]退室】

事務局

それでは、4番についてご説明いたします。

調整区域の林田町六九谷の田2筆計3, 120m²につきまして、耕作者である林田町六九谷の[]が、たつの市の[]より「購入したい」

との所有権移転の申請です。現在耕作面積は既に下限面積を超えており、申請地は、譲受人の現在耕作地であるため、耕作面積に変動はありません。作付作物は「水稻」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、居住集落内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

北西部地区農政協議会におきまして、特に問題点はでておりません。

以上、どうぞよろしくご審議お願ひいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

・・・。

特にないようですね。

それでは、許可相当とすることでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、4番について許可相当といたします。

【■■■■■ 入室】

議長

■■■■■の案件は許可となりましたので報告します。

それでは、次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号（P7）を説明する。

〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、1件の申請が提出されております。

調整区域の林田町下伊勢の畠153m²につきまして、林田町上伊勢の■■■■■より「貸露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、その他農地の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、近隣の会社へ月極で貸すための普通車8台分の露天駐車場を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「畠」となっております。

北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。

200m²未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可が不要となっていますが、これに該当することの確認願が1件提出されております。

調整区域の豊富町神谷の田413m²のうち196.88m²につきまして、豊富町神谷の■■■■■より「農業用倉庫を建てたい」との確認申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、農業用倉庫が「農業用施設」に該当するものとして申請されております。

「事業内容」につきましては、床面積72.71m²の農業用倉庫を1棟設置する計画となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして污水の排水等は認められないものと考えます。現況は、令和3年に則り29条の手続きを経て「既に農業用資材置場」となっておりますが、これを一度取り消した上で、改めて農業用倉庫として申請されたものです。今回の転用で農業用倉庫敷地として利用する場所以外は、農地へ復元とのことで誓約書が添付しております。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

有難うございました。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

・・・。

議長

ないようですので、議案第3号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認しましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当、「農地法施行規則第29条第1号の確認」については確認とします。

それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

議案第4号（P6～P7）を説明する。

[農地法第5条の規定による許可申請について]

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、7件の申請が提出されております。

2番3番が都市計画区域外の案件となっておりますほかは、いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして污水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

林田町口佐見の田2筆計1,740m²のうち0.87m²につきまして、林田町林谷の[REDACTED]が、林田町林谷の[REDACTED]より「使用貸借権で借り受け、引き続き営農型太陽光発電設備を設置したい」との一時転用継続の申請です。この案件、平成29年2月7日付で3年間の一時転用許可を受けて太陽光発電設備を設置して以降、今回で2回目の一時転用の期間延長申請となっております。よって、現況は「営農型太陽光発電設備が設置済み」となっております。申請地の農地区分は「農用地区域内農地」となっておりますが、原則転用許可はできませんが、農地法施行令第4条第1項第1号により、仮設工作物の設置など3年以内の一時的なものであり、また「農業振興地域整備計画上支障がない」と認められる案件については、例外的に認められております。農業振興地域整備計画上の支障については、市農政総務課から支障がないとの回答を得ております。「事業内容」につきましては、パネル248枚、パソコン5台、[REDACTED]の太陽光発電設備の設置を延長する計画で、営農型太陽光設備の下部の農地では、「原木しいたけ栽培」を引き続き行う計画となっております。「転用に必要な資力」

につきましては、設置済みのため不要、「一時転用の場合の農地復元」につきましては、事業終了後は直ちに設備を撤去し、農地に復元するとの申請となっており、撤去費用を賄えるだけの残高証明も添付されております。

「営農型太陽光発電設備」につきましては、農林水産省の通知により基準が定められており、

- ・下部の農地における営農の適切な継続を前提とする営農型発電設備の支柱を立てることを利用の目的とすること
- ・簡易な構造で容易に撤去できる支柱であり、申請に係る面積が必要最低限で適正と認められること
- ・下部の農地における営農の適切な継続が確実で、農作物の生育に適した日照量が保たれ、営農するための空間が確保されている設計であること
- ・周辺農地の効率的な利用、水利に支障を及ぼすおそれがないこと

等を確認することとなっております。この太陽光発電設備につきましては「下部農地における営農への影響の見込み書」及び「知見を有する者の意見書」が提出されておりまして、これらによりますと、今申し上げました基準は満たしていると考えられます。

また、

- ・営農が行われない場合
- ・単収が地域の平均的単収と比較しておおむね2割以上減少している場合
- ・農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合
- ・農業機械等を効率的に利用することが困難と認められる場合

につきましては、営農の適切な継続が確保されていないと判断され、県による改善措置が講じられることとなります。

農業委員会としましては、継続的に農作物の生育状況を確認し、営農の適切な継続が確保されていないと判断される場合には、指導助言を行うとともに、県に報告する必要があります。

2番です。

夢前町宮置の田2筆計1, 822m²につきまして、夢前町宮置の[REDACTED]が、夢前町宮置の[REDACTED]より「譲り受けて、露天駐車場、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、その他農地の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、業務拡大のため8台分の露天駐車場と残土、鋼材、型枠等を置く露天資材置場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては進入のための水路占用許可が申請済、現況は「田」となっております。

なおこの案件、転用面積が1, 000m²を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当である」との意見となっております。

3番です。

夢前町前之庄の田563m²につきまして、夢前町前之庄の[REDACTED]が、夢前町前之庄の[REDACTED]より「譲り受けて、進入路にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模1.0ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、令和4年7月に露天駐車場を設置したが予定していた進入路が物流の都合上使いづらく、改めて進入路を設けるとの計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「田」となっております。

4番です。

花田町上原田の田2筆計2, 015m²につきまして、城東町竹之門の[REDACTED]が、花田町小川の[REDACTED]より「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、公共施設である花田インターチェンジから至近距離の「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、隣接する[REDACTED]と一体利用し、バスの発着地点となる露天駐車場として整備する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、親会社からの資金提供、現況は「田」となっております。

なおこの案件、転用面積が $1,000\text{m}^2$ を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当である」との意見となっております。

5番です。

船津町の田 201m^2 につきまして、香寺町中仁野の[REDACTED]が、高砂市の[REDACTED]より「譲り受けて、農業用倉庫、農業用資材置場、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。現況は、既に農業用倉庫が建っておりますが、このことにつきましては顛末書が添付されております。申請地の農地区分は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、農業用施設に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、農業用資材置場及び農業用トラックを置くための露天駐車場を新たに設置し、既に建っている農業用倉庫は引き続き利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、土地・建物は贈与を受けるため不要、土地の造成も社員が行うため不要となっております。

6番です。

香寺町岩部の田 398m^2 につきまして、香寺町岩部の[REDACTED]が、香寺町岩部の[REDACTED]より「譲り受けて、一般住宅を建て、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模 1.0ha 未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、延床面積 146.58m^2 の住宅を建築し、車3台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済、現況は「田」となっております。

7番です。

香寺町中仁野の田 322m^2 につきまして、香寺町中屋の[REDACTED]が、香寺町中仁野の[REDACTED]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模 1.0ha 未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、床面積 121.74m^2 の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資及び家族からの援助、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済、現況は「田」となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出しておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

それでは、2番、4番について、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しました。メンバーの宮下委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

宮下委員

報告します。

2番です。現地は夢前川の左岸で置塙城の山麓にある農地で、川と山に挟まれる位置にあります。

4番は、花田インターのすぐ横で、[REDACTED]に隣接する農地で、一体利用すると四角い土地になります。神姫バスのバスタークミナルとして利用するためにはやむを得ないのかなと思います。

どちらの案件も各地区協議内で転用は問題なしと判断されたことは、現地に行って見れば、適切であったと確認しました。以上です。

議長 はい、報告、ありがとうございました。
それでは、質疑応答、補足説明も含めまして、なにか、ございませんか。

各委員 ・・・。

議長 ないようですので、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員 (全員挙手)

議長 全員の挙手を確認したので、「農地法第5条の規定による許可申請」について許可相当とします。

今日は、追加議案があります。

追加議案「農地転用許可条件の変更承認申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 追加議案(別紙)を説明する。
〔農地転用許可条件の変更承認申請について〕

令和4年10月にご審議いただき、11月24日付で一時転用許可を受けた案件について、転用許可事項の変更承認申請がありました。

林田町下伊勢の[REDACTED]より、林田町中山下の田9筆計7,998m²につきまして、「畑地への転換工事を行いたい」との一時転用について、一時転用期間の延長の変更承認申請です。「変更理由及び内容」につきましては、用地の地盤が想定以上に軟弱で、大型ダンプによる土砂搬入に時間を要しており、効率を上げるべく、鉄板を敷き詰め、重機を追加して対処しているとのことで、転用期間を当初の「令和5年1月22日」から「令和5年3月31日」まで延長する申請となっております。なお、河川法第55条工事許可につきましては、すでに令和5年3月31日までの延長許可を受けております。なお、一時転用期間の延長の他には何も変更はございません。

この案件につきましては、20日付で受付しておりますので北西部地区農政協議会において協議いただいておりませんが、一時転用期限の22日の後は、変更承認を受けるまでの間、転換工事を行うことは認められない、との県の指導のため、緊急に対処する必要から、審議をお願いしているものです。

なお、参考資料の方で、現在の申請地の状況と、昨年7月にすでに畑地に転換済の農地の現在の耕作状況について現地写真を載せておりますので、ご参考にお願いします。

本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長 有り難うございます。
事務局の説明がありましたが、工事期間を延長してほしい、との申請です。
参考資料に写真がありますように、畑に転換したところについては、すでに作物が作付けしてあつたり、あるいはまた、今後植え付けがすぐにでもできるようになっている様子が確認できるかと思います。

現在畑に転換中のところについて、工事の見通しが少し甘かったのかもわかりませんが想定しきれなかった事情のため、県の指示に従って申請が出されておるところでございます。現在工事を中断していただいておりますが、速やかに畑地への転換工事を完了していただきたいと思うところであります。

この件につきまして、なにかご意見等ございますか。

各委員 ・・・。

議長	特にないようですので、承認とすることによろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
議長	「異議なし」の声を得ましたので、「農地転用許可条件の変更承認申請」については許可相当として県へ送付することとします。 次に、追加議案「下限面積廃止に伴う新規農家に対する事情聴取の取扱いについて」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	追加議案（別紙）を説明する。 〔下限面積廃止に伴う新規農家に対する事情聴取の取扱いについて〕 12月地区協議会で説明させていただきましたが、農地法等の改正により農地法第3条許可の下限面積要件が令和5年4月1日から廃止されることになりました。このことに伴い、「農地法第3条第2項第5号括弧書に規定する別段の面積」について、現行は「市街化調整区域、都市計画区域外は3,000m ² 、市街化区域及び家島町は1,000m ² 」としているものが廃止になり、あわせて、昨年8月に制定した、空き家バンク登録の空き家とセットで農地を取得する場合に下限面積を100m ² に引き下げる、との「姫路市空き家バンクに登録された空き家に附属する農地の別段面積設定に関する規程」を廃止することになります。 このことにより、極端な話として1m ² であっても新たに農地を取得することが可能となるわけですが、これまで「姫路市農業委員会申し合わせ事項」において、現在耕作面積が0m ² の新規農家は、「営農経験・耕作実績が認められる場合を除き、原則として事情聴取を実施する」としてあります。この「姫路市農業委員会申し合わせ事項」の新規農家に対する事情聴取の取扱いについて、各地区協議会の意見がまとまりましたので、報告させていただきます。 まず、北西部地区ですが、地区として意見はまとまらず、各意見の件数をそのまま総会に報告する、こととなっており、「新規農家はすべて行う」が4人、「現行の下限面積以上の規模に限り行う」が8人、「1,000m ² 以上の規模に限り行う」が4人、「廃止する」が2人、となっています。 次に、北東部地区につきましては、「新規農家は、取得面積にかかわらず行う」ものとの意見となっております。 中南部地区につきましては、「新規農家は、取得面積にかかわらず行う」ものとの意見となっております。 参考として、各委員の意見の件数を集計したものを表にまとめています。 「新規農家はすべて行う」が19人（6人） 「現行の下限面積以上の規模に限り行う」が15人（5人） 「1,000m ² 以上の規模に限り行う」が9人（4人） 「その他の規模により行う」が2人（2人） 「廃止する」が4人（1人） カッコ内は事情聴取に参加する農業委員のみの意見を集計したものです。 以上で説明を終わります。新規農家に対する事情聴取の取扱いにつきまして、よろしくご協議お願いいたします。
議長	有り難うございます。 各地区において協議いただきました、下限面積廃止に伴い、今後事情聴取をどうするのかについて、でございます。 事務局から説明していただいたとおり、各委員さんからアンケートを取らせていただいた結果がこのようになっておるところでございます。 下限面積の廃止に伴って、新規農家がたとえわずかな面積であっても事情聴取をした方がよいという意見が、集計表を見ると多いように思います。 そういうところを踏まえて、皆様方に最終的なご意見を頂戴いたしまして、方向性を定めていきたい。この下限面積撤廃によって、新規就農者が増えると思

われます。もっとも、どのくらい増えるのかは実際にやってみないとわかりません。皆様方にいろいろ考えていただいて、半年とか1年とか暫定期間と定めて、もう一度見直す機会を得たらどうか、というのも1案かと思います。

参考までに、農業センサスという調査においては、どのくらい農地を持っていれば農家と言えるのか、という定義がなされていますが、10アール、つまり $1,000\text{ m}^2$ が一つの基準とされていて、政府は1反以上が農家であると概念的に考えているといえると思います。

いずれにいたしましても、決めていかなければなりませんので、皆様のご意見を頂戴したいと思います。活発なご意見を、よろしくお願ひします。

大塚委員

本日の全体会の後で講演会を受けましたが、10年ほど前に地域の人・農地プランを策定して担い手を決めて地域の農地をどんどん有効活用して放棄田をなくそうという制度が出ております。これはあくまで任意で強制力はないのですが、それを見直して、法律化して、地域計画という名目を替えて、人・農地プランをレベルアップして、2年以内に地域で、農地を担い手に預ける、自分がする、どうする、という農地の活用図面を作つて地域で計画するように、という説明だったように思います。それにはほ場整備した大きな農地、今は中間管理機構、農地バンクを通じて担い手が手を挙げて県が担い手に認定し登録する人に預かった地域の農地を期間を定めて貸し出すことで中間管理機構が動いていますが、これは継続されると思いますが、これから外れた農地の貸し借りなどについては農地法の3条で手続きされていくようになっていくように思います。そのような中で、4月に下限面積が撤廃された場合、 1 m^2 でも 5 m^2 でも農地を買って好きな農業をしたいとなった場合、その歯止めとして地域計画で地域の決まり事を守れと、冬場でも池の水を落として水を使いたいというような身勝手な農業者は地域では認めないとそういう地域の決め事を取り組んで一緒に策定しなさいということが今日聞いたことの大きなポイントであると思います。そういう条項を決めて地域で、10アール以下の新規農家が出た場合でも一つの歯止めになると思うので、私個人の意見としては、すべて事情聴取をするまでは必要ないんじゃないかと思っています。でないと、万一多大な数になると月1回の事情聴取では数が追いつかないということになりかねないと懸念します。1件の事情聴取におよそ15分から20分程度かかり、これを毎月第1水曜日の農事相談日の10時から12時までの2時間のなかでやっています。新規農家の事情聴取は一定規模以上に限るべきだと思います。

福永委員

北東部では $1,000\text{ m}^2$ 以下でも新規農家はすべて事情聴取をするという意見でしたが、それに対して農業委員がすべてかかわるのは物理的に難しいのではないかという意見も出していました。また別の意見として、すべて農業委員が関わる必要はなく、事務局に任せられる部分は事務局に任せてはどうか、という臨機応変的な対応で、半年とか1年様子を見て、そして見直してはどうか、というものもありました。

松尾委員

私は北東部の1人ですけれども、農地転用の4条5条の場合は地目が変わることもあり、あらかじめ農区長の同意をもらうことになっているが、3条については所有者が変わるので農区長の同意をもらっていないですが、このあたりはどうなのでしょうか。

事務局

3条申請には従来から農区同意の添付は求めておらず、農区長へは許可後に通知をお送りすることとしています。

松尾委員

農区長に所有者が変わる通知が来た時には決定された後なので、地元農区に入りませんとなった時に困ります。地元農区に協力し約束を守るような審査が必要だと思います。今の所有者でもできれば農地を手放したいと思っている人も多い。買う人がいれば簡単に手放すのが現状です。また、会員を脱退したい、水稻

も作っていない、野菜も作っていない、ただ農地を持っているだけで農区の会員になっているだけで、休耕田、放棄田になっているところもある。そんな人に溝掃除に出てきてくれと言うのはおかしい、だから脱退したい、という人がいます。新規農家で入ってくる人が農区に入らなければ、あの人は入っていないのにということで混乱してしまうことが考えられます。新規農家の人に、地元の農区会則というか農区ルールを守るようにしないと認めませんというような話に持つていけたらありがたいと思っています。最初の申請に際に、農区長が判を押さないと受付できないようになっていればいいのにと思いますが、どうでしょうか。

事務局

3条申請書に「地域の水利調整に協力する」旨の記載をしていただいた上で受付はしています。

3条申請においても農地転用の時と同様に農区水利の同意書を添付させてほしいとのご意見かと思いますが、他都市の例を見ますと、3条申請の際に地元農区水利の同意の添付を求めている市町は、見たところありませんでした。そこまで申請者に求めるのは求めすぎではないかと事務局としては思います。

松尾委員

私のところでは昔からの家が100戸ほどありますが、市街化区域があるので一戸建だけで450戸、アパートを含めると700戸を超えます。いろんなところから家を買って入ってきていますが、地元のルールとか知らないまま入っている人もいます。そんな人の中には自治会に入りませんと自治会費を納めない人がいるらしいです。同じように農区に入りませんと言われたら、今農区に所属している人からも、それやったら自分も脱退すると、ということになったら農区組織を維持することが難しくなってくることを心配します。田を持っているなら入水排水の権利がある。雨が降ったら田の水は水路に流れいく。農区の会員にならないのなら自分で水路作って下に流せということを言って喧嘩せねばならなくなる。いろんな人に入つてもらうことがいいということもわかります。休耕田を減らしていくという考え方はいいと思うが、それを実行する地元の農区長、農区の会員が今度はおかしくなっていく気がします。私も農区長をやってますが、どんな対応をしたらいいのか、申請の段階で農区長のところに来てもらえばそういう話もできますが、農業委員会に来て初めて知ることになったら、もうお金の支払いも終わってしまっているかもしれない。いいことはわかっているが実際に問題が起るのは地元の中で起きるので、今日の講演会で説明のあった地域計画にしても、ここは米を作る、ここは野菜を作る、いいことはわかるけれど、個人の所有物をまとめておいて、他人の田を今まで作っていたものを止めてしまうようなことにならないかと心配してしまいます。いざ動こうかとなつてもなかなか大変な気がします。

議長

新規農家に対して農区がどんな風に関わっていくのかという視点からお話をいただきました。新規農家の事情聴取からすこし話が拡大してきた感じはしますが、難しい問題であるなと思います。

田舎委員

事情聴取に話を戻しますが、まず事務局に聞きたいのですが、新規農家への事情聴取を行っている市町村は、他にありますか。

事務局

これまでに調査したものはありません。

田舎委員

新規農家への事情聴取は、法的に決められたものではないので、姫路市においては昔から行つてきているので、しているにすぎないと私は認識しています。

もう一点聞きたいのは、ここにおられる方は一度は参加されていると思いますが、事情聴取が終わった後、誓約書を徴して3条許可書を発行していると聞きますが、この事情聴取を拒否した者に対して許可書を発行しなかった場合に、許可書を発行することを求めて裁判で訴えられた場合、どうなるのか。事情聴取に出

席しなくても許可書がもらえるのではないか。極論をいうようだが、法的に根拠のない事情聴取ではないか。そもそも窓口で受付の際に事務局が徹底的にチェックして受付しているのだから、法律上問題があれば拒否するわけだから、ほとんど問題ないものが議案として上がってきてているものと思っています。その上でさらに事情聴取をやっている。その事情聴取の内容はといえば、このような農業をしますよという話は聞いていますが、嘘の説明をされても確認のしようがなく、そうなんですかがんばってくださいねということで終わっている実態からすれば、正直事情聴取必要なんですか、と思います。北西部では全体で1つの方向にまとまらず各意見の数字でしか出せませんでしたが、こういう意見もありました。本当に事情聴取が必要なのかどうか、今一度考える必要がある。私の意見としては、事情聴取はする必要はないんじゃないかな、というものですが、以上です。

議 長

事情聴取の必要性自体が疑問だ、という意見でございました。

橋本委員

事情聴取は農業委員しか参加できないんですか。推進委員は参加してはいけないんですか。

事 務 局

農業委員は決定権を持っていますので、農業委員に参加していただいている。推進委員が参加してはだめだというものはないですが、そういうことで農業委員のみとしています。

議 長

そのほかに、なにかございますか。

青田委員

新規農家はすべて事情聴取を行う、との意見の方は、先ほど言われたような懸念があるからのことだと思います。中南部においても、結局農区長が何もわからへんやないか、ということで、正直意見はなかなかまとまらなかった感じでした。ちょっとと思うのですが、農区長云々という話と事情聴取の話はすこしづれていると思います。田靡委員が言わされたように、許可書が欲しいのではいはいと話をする方がほとんどだという気がします。事務局がしていただけるなら、受付の段階で、申請書の隅にちょこっと書いてあるではなしに、1枚の紙に宣誓書のような形にして申請人に宣誓してもらう、先に農区長のところにあいさつに行くように、と。義務じやないけれども、今後地域で農業をするのに必要なことだからと、事前に促すということをしてもらった方が効果があるんではないかと、思います。事情聴取の段階で農区長の話をしてはいはい言っておれば許可書がもらえるので、これから審査に入りますという段階の方がもっと効果があるんではないかと思います。できればそういう風にしていただければ、極端な話、事情聴取をしなくてもいいんではないか、そういう風にも思います。

事 務 局

すこし説明させていただきますと、事情聴取が終わった後、事務局の方で、申請者に誓約書に署名していただき提出していただいた後で、許可書を交付しています。その誓約書の文面中には農区と協力する旨の文言も含まれておりますので、この誓約書を申請受付の段階で徹しておくことで、ご指摘の対応は可能であろうと思います。

議 長

新規農家の事情聴取の際には、農業委員から新規農家の方に、必ず農区長のところに行って農家の帳面に加えてもらうよう、すべての方に話をしています。これを3条申請の際にあらかじめ誓約書という形で誓約してもらう、という方法を提案いただきました。

皆さんのいろいろなご意見をお聞きしてきたわけですが、今回いただいたアンケートのご意見は、こういった議論を行う前にいただいたものです。議論を経ていればご意見も違ったのかなという思いもあります。今日決定しなければならないわけでもありませんので、一度持ち帰りまして、今日の議論を踏まえて、改め

て最終的な調整に持っていくたい、と思います。

私としては、今回の意見も踏まえつつ、もう一度意見をまとめていただいた上で、最終的に3月の総会までに決定したい、と考えます。

大塚委員

農区にあります転作野帳、野帳言うてますけど、新規農家の方には野帳言うても何のことかわからない、説明しても実物を見たこともないし。なので、許可が下りた段階で、野帳を担当している農政総務課の方に連絡していただいて、そこで野帳の書き換えをしてもらい、それを農区の方に新しい野帳ですということを送ってもらう、そういう形でしていただければ、農区長にその異動が伝わると思います。

松尾委員

野帳には、畑作の農家は載っていないので、水稻しか載っていないと思います。

事務局

事務局で窓口で行政書士から聞くところによると、市街化区域において少ない面積で取得したいという案件が多くあると聞いていますので、市街化区域で自宅の前の畑を借りてちょっと家庭菜園的なことがしたい、あるいは買ってみたい、そういう案件が増えるように感じています。そういう方を新規農家として扱うのが適切なのか、という思いもあります。

宮下委員

私の村でもありましたが、水利組合とはなんですか、農区とはなんですか、という人がいます。排水とかを水利組合が管理していると説明するのですが、そんなことをいつ決めたんですか、といわれたりして、そんなことを言われたら本当に困ります。

松尾委員

水利費をなぜ払わないといけないんですか、といわれるのが一番困ります。罰則があるんですか、払わなければ罪になるんですか、と言われたりする。そういう人が増えてくると思います。うちでは組織割と言って田を持っていれば1反当たりいくら、米を作るならいくら、と2種類に分けてもらっています。隣では米を作ろうが野菜を作ろうが1反いくらとなっています。入水、排水があるから、水利費を払わないなら入水の権利はないよと、米を作りたくても入水させませんよという話をしています。

高濱委員

米を作っている人が多いからそう言えるのだと思います。うちなんかではほとんど米なんか作っていません。14軒ある農家のうち、米は2軒だけ。畑をしているのが4、5軒で、あとはなにもせずにほったらかしの状態です。それでも水利費はいただいています。

松尾委員

うちは地目が田ばかりだけれども、もし地目を畑に変えた場合、その畑に降った雨も水路に流れるのだから、水路掃除を農区の会員がしているのだから管理費をいただきます、という説明をしていくしかないのかな、と思っています。

高濱委員

次回のアンケートでは、青田委員がおっしゃったことも選択肢に入れていたら、ただやります、止めます以上の話ができるのでは、と思います。検討しやすいと思います。

議長

本件につきましては、先ほども申し上げましたが、今日の協議していただいた内容をもう一度地区協議会の方に持ち帰っていただいて、再度十分な討議をしていただいて、次の総会で方向性を定めていこうという形で進めたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長 それでは、追加議案を終わりまして、これより報告事項に入ります。
報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第1号（P7）を説明する。
〔農地法第3条の規定による許可申請等に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る事情聴取について、12月にご審議いただきました新規農家である[REDACTED]に関する事情聴取についてですが、現物出資する1番については、譲渡人である[REDACTED]が[REDACTED]であり耕作実績は認められ問題ないが、2番の貸借地については、担当委員が現地確認した際に貸人から貸借について知らないとの説明を受けたことで、貸人の子である[REDACTED]と、親子で言い分が異なっていることから事情聴取にて確認することと決定していました。ただし、貸人の[REDACTED]が事情聴取に来ていただくことがむずかしい体調であることから、その代理として次男の方に来ていただいて、兄弟で確認してもらう予定でしたが、この兄弟が犬猿の関係で同席が非常に困難であること、また、12月27日に青田担当委員と福永委員同席のもと、貸人の[REDACTED]の奥さんから貸し借りについて間違いない旨の確認をすることができたため、岸本会長と大塚職務代理の了解もあり、事情聴取を省略し、誓約書の提出を受けた上で12月28日付で許可書を交付しておりますので、ご報告させていただきます。

議長 報告ありがとうございます。そういうことですので、ご了承願います。
次に、報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第2号（P8）を説明する。
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、12月9日から1月5日の間に受け付けたもの、5件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長 有り難うございます。
お目通しをお願いします。ご意見ご質問等ありますか。

・・・

各委員 特にないようですので、確認といたします。
次に、報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第3号（P9～P12）を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、12月9日から1月5日の間に受け付けたもの19件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長 有り難うございます。
少し時間を取りまして、お目通しをお願いします。
それでは、何かご質問等ございませんか。

各 委 員	・・・。
議 長	それでは、報告第3号について確認することによろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。 次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	報告第4号（P13～P14）を説明する。 〔合意による解約等の通知について〕 合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が3件、使用貸借契約の解約の通知が6件ございました。利用権に該当するものは5件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、離作料金の支払いが1件、「無償」が2件となっております。 以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。
議 長	有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですね。 次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	報告第5号（P15～P16）を説明する。 〔県許可案件の許可状況について〕 県許可案件の許可状況について、1月締切日までに12件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。
議 長	報告、有り難うございます。 次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	報告第6号（P17）を説明する。 〔農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕 報告第6号、農業経営改善計画の認定について、11月、12月の会長決裁分です。 1番の兼田において露地、施設野菜を作付けしている継の [REDACTED] と、2番の林田町において露地、施設野菜を作付けしている飾磨区妻鹿の [REDACTED] につきまして、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。 その結果としまして、[REDACTED] は11月30日付けで、[REDACTED] は1月8日付けで認定したと姫路市長より通知がありましたので、ご報告いたします。
議 長	有り難うございます。 只今の事務局の説明について、ご意見等ございませんか。
各 委 員	・・・。

議長 それでは、報告第6号について、承認することでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。

それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。
(午後4時40終了)

議事録署名委員

(議長)

岸本英夫

(署名委員)

田口繁克

(署名委員)

尾川和男
